平成２５年（フ）第１１８号
大阪府大阪狭山市茱萸木５丁目727番地の３
債務者　和田　直樹
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１４０号
堺市堺区向陵中町６丁４番１―206号
債務者　**荒**木　貴弘
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１８９号
大阪府河内長野市大矢船西町２番５―705号
債務者　武田　芳子
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２２８号
堺市西区浜寺石津町東４丁６番３号
債務者　後藤　勝之
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２５０号
大阪府羽曳野市はびきの４丁目１番12号
債務者　田中由美子
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２６４号
堺市西区鳳東町１丁58番地１　ヒルズ鳳101号、前住所堺市西区上506番地３
債務者　諸留　伸一
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３４号
佐賀県嬉野市塩田町大字久間乙4095番地３
債務者　山本　善彦
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第３５号
佐賀県杵島郡大町町大字大町1240番地１８－２－２
債務者　大宅　秀昭
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第３６号
佐賀県杵島郡大町町大字大町1240番地１８－２－２
債務者　大宅　且子
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第６号
長崎県大村市玖島３丁目700番地１　ガーデン池の坊Ａ棟204号、前住所長崎県大村市玖島２丁目423番地４
債務者　江**藤**かほる
1　決定年月日時　平成25年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第８０号
大分市大字片島1126番地
債務者　末岡　良子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１０１号
大分市青崎２丁目２番16号　コンフォールアルモニーⅠ204
債務者　眞田ひろみ（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３８号
北海道白老郡白老町字萩野310番地105
債務者　前田のぶ代
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第４０号
北海道登別市新生町５丁目１番地５
債務者　三浦志津乃
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第１３号
山形県酒田市相生町２丁目５番43号
債務者　佐藤　俊明
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第１１６号
愛知県稲沢市祖父江町四貫99番地１
債務者　日比　邦治
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１１０号
大阪府泉南市新家3489番地の２、前住所大阪府泉佐野市日根野7006番地1101
債務者　山口　浩美
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係